

質問書に対する回答 1

件名	水戸管理事務所管内鋼橋補修設計
----	-----------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	特記仕様書 P3 1-5 資料の貸与	本業務の設計対象構造物の損傷状況、補修範囲、その他補修設計・図面作成に必要な資料は、貸与資料の「保全点検資料」で把握できるものと考えてよろしいでしょうか。また、貸与資料で設計に必要な情報が不足している場合は、現地調査(別途、協議の上、実施)を実施するものと考えてよろしいでしょうか。	「保全点検資料」で損傷状況、その他補修設計・図面作成に必要な資料を把握できるものとお考えください。 また、追加での現地調査の実施については、別途監督員と受注者で協議し定めるものとします。
2	特記仕様書 P7 2-3 現地踏査	「現地踏査は地上もしくは既設点検路等を使用して実施するものとするが、・・・」との記載されていますが、現地踏査の手法は地上もしくは既設点検路等からの遠望目視及び必要箇所の近接目視を基本とし、測定機器等を使用した詳細調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書 P7 2-3 現地踏査	現地踏査の編成・日数は、調査等積算基準 第7章 維持修繕設計 7-3-5に示されるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
4	特記仕様書 P12 2-8 工事発注図面作成	設計協議説明図作成Aの設計内容に「進入路計画図」とありますが、現地の側道・交差道路の平面位置、幅員、建築限界等の情報は、特記仕様書P13 2-8-3 既存図面電子化で作成する橋梁一般図を基にするものと考えてよろしいでしょうか。	橋梁一般図を基にするものとお考えください。 追加での現地調査が必要な場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとします。